

平成30年度 第2回宗像市総合教育会議議事録

【日 時】 平成30年10月23日（火）午前10時から午前11時42分

【場 所】 宗像市役所 本館3階 304会議室

【出席者】 宗像市長 伊豆美沙子
教育委員 宮司葉子
教育委員 白石喜久美
教育委員 石丸哲史
教育委員 釜瀬計
教育長 高宮史郎

【その他の出席者】 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長塔野賢一、経営企画部長長谷川勝憲、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事佐々木真理子、教育政策課指導主事毛利拓也、教育政策課指導主事村上暢崇、子ども育成課長早川靖彦、子ども育成課社会教育主事河野和道、文化スポーツ課長古沢昭一、世界遺産課長兼活用係長高倉庸輔、経営企画課企画係長吉永さつき、子ども育成課幼児教育係長永島夕子、教育政策課政策係長廣渡恵三、教育政策課政策係主任主事飯野佳代

※傍聴 なし

1 開会

【伊豆市長】 定刻になりましたので、只今より平成30年度第2回宗像市総合教育会議を開催いたします。今回の会議では、宗像市教育大綱について、保幼小連携について、コミュニティ・スクールについて、大学連携事業についての4項目について教育委員の皆様から忌憚のないご意見をお聞かせいただければと存じます。会議は教育政策課長が進行いたします。本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

【教育政策課長】 それでは司会進行を務めます教育政策課の野でございます。本日は、市長からありましたように、宗像市教育大綱について、保幼小連携について、コミュニティ・スクールについてということで、この3つにつきましては協議ということで、担当から説明を申し上げた後に、質疑応答・意見交換等を行っていただきたいと思います。それから、最後に大学連携事業については教育長の方から報告という形でさせていただきます

ます。どうぞよろしくお願ひ致します。それでは早速協議に入らせていただきます。ここからは、市長に進行をお願ひしたいと思ひます。

2 協議事項

(1) 宗像市教育大綱について

【伊豆市長】では、協議事項の1項目目、宗像市教育大綱についての協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【教育政策課長】教育大綱については、私の方から説明させていただきます。教育大綱の見直しにつきましては、前回の総合教育会議におきまして、現大綱の内容説明、それから次期大綱策定に向けての各課の施策についての説明を行いまして、ご協議ご意見いただいたところがございます。今回、それらのご意見等を踏まえまして、次期大綱案ということで事務局で作成を致しました。今回この案につきまして、再度ご意見をいただきまして、次回の総合教育会議で確定をさせていただきたいと思ひます。それでは、お手元の資料1の宗像市教育大綱案をご覧くださいと思ひます。

まず2ページをお開きいただきたいと思ひます。大綱策定の趣旨と大綱の位置づけと対象期間というところでの記載をしております。大綱策定の趣旨につきましては、法的な位置付けなどの内容を記載しておりますが、ここは前回と変更はございません。ただし3行目になりますけれども、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針(国の「第2期教育振興基本計画」)を参酌しという部分がございます。ここは申し訳ありません、第2期とありますけれども第3期に修正をお願ひ致します。この国の「第3期教育振興基本計画」を参酌して、の部分につきましては、後程資料を用いまして別途説明をさせていただきます。それから、次の大綱の位置づけと対象期間の部分でございますけれども、大綱の計画期間につきましては、前回は3年としていましたが、市長の任期に合わせまして平成30年度から平成33年度までの4年間としております。

それでは大綱の中身についてでございます。見直し部分を中心に説明をさせていただきます。次期大綱案の構成につきましては、前大綱を踏襲した形で基本理念と3つの基本方針、7つの基本目標ということで構成しております。まず3ページの基本理念の部分でございますけれども、前大綱同様、宗像市のまちづくりを考えの原点といたしまして、「まちづくり」はすなわち「人づくり」。人づくりの基本は「教育」であるとしております。引き続き先人が築きあげてきた“教育のまち、むなかた”を基盤として、学校・家庭・地域が協働した、宗像ならではの特色ある教育活動を展開することで、伊豆市長がマニフェストに掲げました「みんなでつくる」「未来につなげる」「元気で住みやすい」という表現を加えた形で、まちづくりに総力を挙げて取り組むとしております。

次に4ページ、基本方針でございます。基本方針におきましても、次期大綱においても変わることなく前大綱に掲げました、次の3点を方針としております。1点目が、未来の宗像市を揺るぎないものにするためには、子どもの教育が最優先課題であるという認識が

ら、「子ども・子育て支援事業計画」の基本理念でもある「子どもの未来が育つまちづくり」を挙げております。それから2点目が先程申しました、先人が築き上げてきた世界に誇る遺産の次世代への継承ということで、「世界に誇る遺産を次世代につなぐまちづくり」を掲げております。それから3点目でございますけれども、生涯学習活動や健康の保持増進にも相通ずるスポーツ文化の振興でございます。「スポーツや文化で人が輝くまちづくり」を方針として掲げております。

続きまして、7つの基本目標でございます。まず1点目が、子どもたちの健全育成の項目でございます。この項では引き続き、本市子ども基本条例を核として、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の展開を掲げております。また、今回新たにインクルーシブ教育の視点を加えまして、全ての子どもが相互に人格と個性を尊重し、多様性を認め合う環境整備を図るため、社会全体で子どもの育ちに関わりながら、共生社会の形成に向けた取り組みを進めるとしてあります。2点目、5ページでございます。子育て環境の充実の項目です。ここでは子どもの居場所としての家庭環境や保護者の責任、そして子育てを通じての生きがいつくり、また保育所、幼稚園を始めとした保育サービスの充実などを掲げております。ここでの新たな追加の表記といたしましては、本年4月の子ども相談支援センターの設立により、今後は福祉と教育のさらなる連携と支援体制の充実を目指すということを掲げております。6ページをお願い致します。3点目が学校教育環境充実の項目でございます。ここにおきましても引き続き、学校教育基本計画を基に、目指すべき子ども像の「自立しかかわりを深める子ども」の育成に全力を尽くすこと、それからそのために本市ならではの特色ある小中一貫教育を始め、ICT教育、ALT授業、特別支援教育などの将来に向けた質の高い教育を目指すとしております。また、学校環境づくりといたしまして、施設の適正規模・適正配置、あるいは食育の推進、教育相談体制の充実など、学校教育における重点的な施策の強化を述べております。この項では新たにページの中段にありますけれども、本年度開校しました義務教育学校大島学園における教育活動の成果を分析し、市内各学校における取組の充実へ生かすという表記を加えております。それから4点目、7ページでございますけれども、グローバル人材育成についてです。ここでは少し表記を改めてはありますが、基本的には前大綱と同じく、進展するグローバル化に対応すべく、人材育成の大切さや必要性を述べた上で、子ども達のかかわりへの導きや、機会の提供、環境整備を進めていくこととしております。学校教育におきましても、引き続き育成の基盤となる英語教育やコミュニケーション能力の育成に努めるとしてあります。それから5点目8ページですけれども、歴史文化の継承についての項目でございます。ここでは昨年の世界遺産登録により、大きく内容の見直しをしてあります。世界遺産登録は貴重な遺産を次世代に引き継ぐためのスタートであるとしまして、構成資産や緩衝地帯の保全・保護に取り組むとともに、その意義と価値を知ってもらい郷土への愛着や誇りを深めてもらえるよう、学習や体験などによる理解促進の機会を創出することを掲げております。また全市立学校における世界遺産学習を核といたしましたふるさと学習の推進や海の道むなかつた

館、いせきんぐ宗像などを歴史拠点施設とする、ふるさと学習の取組の推進を掲げております。それから6点目9ページでございます。スポーツと文化芸術への取組です。この項も大きく内容を見直しております、新たな表記といたしまして、本年4月に新たに開設したスポーツサポーターセンターの機能を活用し、全ての市民のスポーツ、運動活動を支援するとしています。また、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催に合わせて、ホストタウン相手国との市民交流を通じまして、グローバル人材育成やスポーツへの関心拡大を図るとしております。さらに障がい者による文化芸術活動の促進についても新たに追記しております。そして最後の7点目でございますけれども、生涯学習等の取組の項目です。ここでは前段の読書活動の部分におきまして、平成28年に策定を致しました、宗像市読書のまちづくり推進計画に基づく読書活動の推進の記述を新たに追加しております。また、生涯学習の部分では、市民が生涯学習の機会を通じ、学んだ知識、経験を通して、まちづくりに取り組む人材の育成と情報の受発信や学んだ成果を発揮できる場の提供を掲げております。最後に、前回同様、人権教育の大切さや学習の充実等を述べております。以上が次期大綱案についての内容説明でございます。

続きまして、資料2の1と2をご覧いただきたいと思っております。これにつきましては、先程大綱案の中の2ページ、大綱策定の趣旨の部分で申しました教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（国の第3期教育振興基本計画）を参酌して大綱を作成したというところの説明資料でございます。資料2の1におきましては、第3期教育振興基本計画に掲げました基本的な方針5つと宗像市教育大綱案との関係性を示した部分でございます。こういった相関関係のもとに参酌しながら作成をしているというものでございます。2枚目の資料2の2につきましては、第3期教育振興基本計画概要版の資料でございます。基本的な方針から、それに付随する教育政策の目標、それから目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標の例、それから目標を実現するために必要となる施策群等を示したものでございまして、これは参考資料として配布をしたものでございます。以上大綱の見直し案についての説明を終わります。

【伊豆市長】 ありがとうございます。事務局から教育大綱案についての説明がありました。これを受けて皆様から何かご意見・ご質問がありますでしょうか。

【白石委員】 質問ではないですが、大綱案を見せていただいて、今までの部分と確実に軌道に乗った事業と各種継続してやっつけようとしている事業含めて、とてもまとまっているなど思っている次第であります。最終的には教育の分野ですので、資料2の1ページに書いてあります、宗像市教育大綱基本目標第3番、自立し関わりを深める子どもを育成ということで、最終的にはこの項目がとても今後の子ども達にも、宗像の子、それから全国の子ども達に対して大切な到達目標ではないかなと思われまして。そのことから考えると野課長から説明いただきました内容、特に今後も継続していくであろうと思うところがよく表れていると思っております。以上です。

【伊豆市長】 ありがとうございます。ご意見ということでよろしいですか。

【白石委員】 はい。

【石丸委員】 質問が1点です。資料2の2の上の方にあります基本的な方針から教育施策の目標へとずっと矢印で流れています。教育政策の目標の次に測定指標・参考指標があって、その次に施策群となっています。本来、目標があってその次に施策群があって、その施策を円滑かつ実効性を持つものにするために指標設定というものがあると思うのですが、これはこの順番でよろしいのでしょうか。それから意見ですが、教育大綱すなわち、これは人づくり大綱というふうに考えてよろしいかと思いますが、この教育大綱基本方針のところ、子どもの未来が育つまちづくり、世界に誇る世界遺産を次世代に残すまちづくりというように、最後にまちづくりということばで締めくくられています。人づくり大綱なのにまちづくりの方向に向かっており、最終的にはまちづくり・人づくりということになっています。表現の問題ですが「〇〇の人づくり」といった表現の方が教育大綱にはふさわしいように思います。以上です。

【伊豆市長】 今の質問に対して、事務局からお願いします。

【教育政策課長】 1つ目の質問ですが、今配付しました資料2の2につきましては、国が作り出した国の教育振興基本計画の概要版のまとめの資料でございます、おっしゃるように普通は施策があって、それを図るための指標という形になるのかなと私も思うのですが。

【石丸委員】 そこが参酌という言葉になろうかと思うのです。恐らく国の方は目標を設定して、施策に移る前にいわゆるベンチマーク、今我が国はここまで行きたいんだけど、ここまでしか行っていない、だからこの施策を実行することで達成するといった見方で測定指標・参考指標があるように思います。ただし、参酌したとはいえ、実際に教育大綱のもとで各施策を実行していくためには、それぞれの自治体あるいは教育委員会が個別に設定すべきだと思うので、そういう意味での指標とするならば、この後の方が適切ではないかと思います。これはあくまでの国の振興計画を置いてあるということですね。分かりました。ありがとうございます。

【伊豆市長】 先程の石丸議員のご意見について、事務局からございませぬか。

【教育政策課長】 表記の問題だと思いますので、事務局の方で協議させていただければと思います。

【伊豆市長】 よろしいですか。他にございませぬか。釜瀬委員、お願いします。

【釜瀬委員】 質問か意見になるかもしれませんが、6ページの課題の3のところ、「自立しかかわりを深める子ども」を育成するという7行目ですが、本市では保幼認小中の円滑な接続をはじめということで表記されていますが、義務教育学校の大島学園があるのですが、この小中の中に義務教育学校の大島学園は入っているのか、それとも保幼認と入っているため小中義務と入れる必要はないのか、というのはいかがですか。この下に義務教育学校大島学園の状況を見て、宗像市での取組が充実するよう活かす、と書いてあるので、今後宗像市の義務教育学校をどんどん広めるという形で考えると、小中の中に含

まれていると言え含まれてはいますが、あえて書くことで宗像市は取り組んでいるとしていた方がよいのではないかとということが分からなかったのご検討いただければと思います。

【教育政策課長】 一般的な言い方として、小中で留まるということではないかと思いますが、委員のご意見としてあえて入れた方がよいのではないかとことです。

【釜瀬委員】 強制するつもりは毛頭ありませんが、私もこれだけで理解できるのですが、今後義務教育学校を推進するという思いを込めれば、そこに認定こども園も入っているかもしれないし、そのあたりはどうだろうかと思った次第です。

【伊豆市長】 他にございませんか。

【主幹指導主事】 補足ですが、今のご意見を修正するならば、「本市では」の後は、保幼小認というこの省略はいかなものかという意見もあるかと思えます。例えば、「幼児教育段階から義務教育段階までの円滑な接続」などの総括するような形で少し文言を検討していきたいと思っております。

【伊豆市長】 よろしいでしょうか。他にございませんか。それでは、今日、皆様からいただいた意見を受けまして、次期教育大綱の案については事務局の方で再度検討させていただきたいと思えます。次回平成31年1月に開催予定の平成30年度第3回総合教育会議の場で検討した案を提示し、再度皆様と協議の上で決定とさせていただきたいと思えますので、宜しくお願い致します。

（２）保幼小連携について

【伊豆市長】 それでは次に、協議事項の2項目目、保幼小連携についての協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【子ども育成課長】 はい。今回協議をお願いします保幼小連携についてですけれども、こちらは保育所、幼稚園、認定こども園などの幼児教育から小学校、義務教育学校の小学校教育への接続を小1プロブレムなどの壁が生じないように、子どもが小学校入学後もスムーズに学校生活を送れるように連携していこうというものです。具体的には、今申し上げました小学校入学後の学校生活がスムーズに送れるように、小学校1年生のスタートカリキュラムの編成をお諮りするものです。少しお時間を頂きまして、市の幼児教育を簡単に説明させて頂きます。市では、皆さんご存知の通り全国有数の子ども基本条例を基に、計画期間5年間の幼児教育振興プログラムにより平成19年度から積極的に取り組んでおります。県内他市より進んだ幼児教育を展開し、教育のまち宗像ブランドの一役を担っています。また子育て団体が集まったNPO法人が運営する市子育て支援センターをはじめ、地域では地域コミュニティや市民団体等が子育てサロン等を開設しております。この子育てサロンのうち中学校で開催している分につきましては、家庭科授業とタイアップし、中学生の育児体験等を実施し、そちらは家庭科の教科書にも掲載されるほどになっておりま

す。なお、出産前の妊娠期から切れ目のない支援を行っており、ママパパ応援ブックの作成・配布を継続して行い、子どもが生まれて小学校に入学するまでの各種サービスの案内の他、今年4月からは、18歳までの子どもと妊産婦、その家族に関わる心配事にワンストップで対応する総合相談窓口となる宗像市子ども相談支援センターを県内に先駆けて設置しました。保幼小連携事業では、幼児教育振興プログラムにより、平成20年度には市役所の組織機構の変更により、幼稚園と保育所の幼児教育を組織としてまとめた幼保一元化を行いました。この後、その先の小学校との連携であります、保幼小連携について先生方からのご意見を基に、お互いを知り合おうというところで、保育参観、小学校参観、連絡会、各種パンフレットの作成等を県内でも先進的に行ってまいりました。挙げればきりはありませんけれども、簡単に幼児教育の一部を説明させていただきました。これまで力を入れている事業でもございますので、今回お諮りしますスタートカリキュラムにつきましては、国が示しているものではございますけれども、市として重要であると考えておりますので、ご審議をお願いしたいと思っております。では、詳細につきましては指導主事の村上の方から行わせていただきます。

【教育政策課指導主事】 私の方から保幼小連携について説明させていただきますが、まず保幼という言葉につきましては、保育所・幼稚園・認定こども園を意味する文言であり、小という言葉につきましては、小学校・義務教育学校を含めて考えているところでございます。私の方からは、国の教育の動向という観点から始めに簡単に説明をさせていただきたいと思っております。平成29年3月に幼稚園教育要領・保育所保育指針、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領、また小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校の学習指導要領が告示されております。まず保幼につきましては、今年度30年度からの実施、小学校につきましては平成32年度、中学校が33年度、高等学校が34年度という状態で実際に実施されていきます。記載された内容に基づいた保育や教育が実施されていくという流れになっております。実際にはたくさんのキーワードがございますが、本日の説明の内容に合わせて、新しい時代に必要となる資質・能力の部分、幼小・小中・中高の接続の段階に関する記載について説明をさせていただきます。1点目の資質・能力という点につきましては、全て、保幼小中高を通して学びに向かう力、人間性、生きて働く知識技能、思考力、判断力、表現力という3つの資質能力ですべてが整理され、資質能力という点で筋が通されたという状況となっております。これにつきましては、小中高に限らず保幼におきましても、同様の記載がなされております。それがこちらの内容になるのですが、幼児期という発達の段階に応じた表現ということで、3つの視点から記載されているというところです。これらの3つの資質・能力を育てていくという点について保幼小中高すべて一貫した資質能力が示されたというのが1つの特徴でございます。もう1点の接続に関する部分です。それぞれの内容につきましては、小学校の学習内容であったり、幼稚園の学習内容が記載されていますが、接続の部分についてもかなり詳しい記載がなされています。小学校学習指導要領の総則の一文でございしますが、特に小学校入学当初においては、幼児

期において自発的な活動として、遊びを通して育まれてきたことが各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心という記載がなされているところです。総則に限らず、小学校学習指導要領解説の各教科の中にも同様の記載がなされております。生活科のみを例にいたしますと、生活科の中にこのような記載があるということで、各教科の中でも合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うという記載になっております。これがいわゆるスタートカリキュラムの編成が提案されている状況でございます。特に、合科的・関連的な指導と弾力的な時間割の設定という2点について、スタートカリキュラムという文言から説明をさせていただきます。いわゆるこのような形が提案されているのは、小学校に入学した直後の子ども達には、まず教科という考え方がないということ、また時間割という考え方も子どもたちの中にはございませんので、特に入学から1、2か月を目処にその円滑な接続を意識したカリキュラムを編成するようという提案です。合科的・関連的な指導ということで、ものすごく簡単な言い方をしますと、合科的は教科の枠を考えずに指導を行う、関連的というのは似た教科の内容を意図的に近くに配置して学習を行うという説明がなされております。生活科という学校大好きみんな仲良しという学習と合科的に行えるのが国語科の「見つけたよ」であるとか、特別活動の「楽しいハウス」、図画工作の「こんなことあったよ」という内容がとても似ているので、合科的に指導を行ってはどうかということです。矢印で示されているのが関連的な内容、よく似た内容なので、近い時期に指導を行うことが効果的ではないかという意識でカリキュラムを編成していくという考え方に基づいております。もう一つの弾力的な時間割の編成ということにつきましては、朝活動から1時間目までの時間は、いわゆる保育所・幼稚園などで行っていた手遊びや歌などをしっかりと行い、1・2時間目、2・3時間目にあたる部分には、生活科のような時間を設定して、自然などの体験をしながら、それが4時間目・5時間目に向かって教科の時間になっていくというような、1日の時間割も弾力的に編成していくことで、子ども達が幼児期と同じように興味・関心を持ったことを自分のペースで追求できるような工夫ができるのではないかとということが、国の動向として保幼小連携の在り方等具体的な方策として示されている内容でございます。私からは以上です。

【子ども育成課社会教育主事】 では続きまして、社会教育主事の河野がご説明してまいります。今のところ、国の動向、方針のところを説明していただきましたが、具体的に宗像市としてどのような取組みをしたらよいかということを説明させていただきます。まずは先程の説明の中に何度も文言として出ていたと思いますが、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」というのを幼児教育の時期にしっかり意識してそれぞれの園で取り組んでもらいたいということが示されております。保育所・幼稚園・認定こども園、それぞれ基本の方針が違いますし、宗像市のものはすべて私立になりますので、それぞれ園の方針も違います。しかし、この10の姿をそれぞれが意識してもらうことで小学校に入学してきたときは、一番下には表記してありますが、これは到達目標ではありません。この方向性を意識して指導をしていって欲しいという願いを持って国として示されております。具体的にはこち

らに示されておりますし、お手元にも資料をお配りしております。そもそも幼児期の教育と小学校での教育では、教育の方針も違いまして、幼児期の場合は遊びを中心として総合的に学んでいく、小学校になりますと1時間という時間の中で、計画的に学習内容を配置して主体的な学びを進めていくという大きな違いがございますので、その接続をスムーズにしていきたいという思いをもって取り組んでおります。その大きな方針を示しているのがお手元にあります、資料4の宗像市の幼児教育振興プログラムになります。そちらは、平成29年度に第3期に入っておりますが、第1・2期からも取り組みを行っております。その中で今まで取り組んできた内容としましては、保育所保育要領・幼稚園指導要録の形式を統一して、小学校の先生がどの園から来ても同じように子どもをみとることができるような工夫をしております。それから小学校で統一日、大体2月になりますが、統一日に入学説明会、それから体験入学を行っております。同じ日にすることで、次年度入学する幼児期の子ども達が、全て小学校に行くこととなりますので、保育所・幼稚園・認定子ども園の年長児を担当している先生たちは、小学校に訪問して、一緒に子ども達と今後の小学校の教育の仕方について、話を聞くことができるという機会が設けられるということになっております。

それから資料5になります。小学校入学前の前後の子どもたちの成長を示した「学びのめやす」というものを事前にパンフレットとして作成しております。これが国が示した10の姿に当てはまるものだと思っておりますし、小学校に至るまでにどのような形で教育をしたらよいかという幼児期の教育におけるアプローチカリキュラムに当たるものと考えております。最後になりますが、保育参観、保育所保育士、幼稚園、小学校教諭などとの情報交換会も連絡会等を通じてこれまでも行ってきております。別途、家庭の教育力の向上についてスムーズな入学に向けてのパンフレットも作成しております。その中でも保幼認、それから小学校・義務教育学校のさらなる接続をこれから図っていきたいと考えております。先程申しました小学校入学までの幼児教育の間に取組んでいただきたい内容をアプローチカリキュラムとして作成しております。今後小学校の方でスタートカリキュラムの作成に取り組んでいただきたいと考えております。昨年度の事例となりますが、河東西小学校で小学校参観の中で、保育園や幼稚園の先生方は小学校を見る機会も少ないと聞きましたのでこういった参観を行っています。それから平等寺保育園で保育参観、逆に小学校の先生方が保育園の指導を見に行く機会を設定しました。お互いを知り合うことでより円滑な接続になっていくと考え実施しています。こちらからは今年度となります。6月6日に保幼小の連携接続の課題についてそれぞれの幼児に関わる園長先生、小学校・義務教育学校の校長先生にお集まりいただいて宗像市の保幼小の連携、これからのことについてご説明を差し上げたり、講師の先生に来ていただきまして、小学校と幼児期の学び方の違いについて説明していただいたりして、認識を新たにさせていただいたところです。それを受けて8月21日には、保育所や幼稚園などの年長児を担当している先生と小学校・義務教育学校の低学年、特に1年生の担任の先生に参加していただいてその接続をよりスムーズにな

るような小学校参観事業を行いました。事前に宗像市に学校の日がございますので、学校の日5、6、7月の3ヶ月を利用して、保育園、幼稚園、認定こども園の先生方に学校を見てくださいということをお伝え、気づかれたことを夏休みの会で共有できたらいいのではないかとご案内させていただいていました。そこでも宗像市の保幼小連携について再度説明させていただくことで理解をしていただいたと思いますし、どうしたらよいか日頃の悩みもお話する機会になったのではないかと思います。その中で、積極的な意見をたくさん出していただきました。今までも情報交換の場を設定していたつもりだったが、「さらに情報交換が必要ではないか」と管理職の先生方も現場の担任をされている先生からも同じような意見が出てきたということがありました。「園児の小学校入学前にはクラス編成などの情報もたくさん必要となってくるので、入学前にはそういった情報交換会が設定されるが、入学後はない」、「入学後もそういった情報交換の場、成長の場を是非見たい、教えていただきたい」といった意見がございました。それから「日常の指導についてお互いに話し合いたい」、「時間が足りなかった」と言う意見もたくさんいただきました。それから「参観の機会をさらに増やしてほしい」というような意見、これは、学び方、学ばせ方も違いますので、お互いに共通理解をして進めていきたいという思いを言っていただきました。そういったお話の中で一人ひとりの子どもを更に大切にしていきたいということで、振興プログラムの中にもございますが、5番目のインクルーシブ教育システムの構築についても参加者からお話がありました。「子どもたち一人ひとりの情報を正確に引き継ぐことで、スムーズにその子にあった接続の仕方を促していきたい」ということで、「情報の共有の仕方についてさらに考えることができるのではないか」というご意見をいただきました。さらにそういった情報共有のためには引き継ぎの書類が必要になってきますが、その書類の書き方がわからないや、様式がない、どう読みとっていいかわからないといったこともございましたので、そういった研修等も必要になってくると感じております。最後に一番大きなところで、本日、説明は指導主事の村上と社会教育主事の河野が行ってまいりましたが、今後、保幼小の連携接続を充実させていくためには教育政策課、子ども育成課、インクルーシブ教育システム構築等に関しては、その他の庁内の関係部署と連携を図っていく必要があるのではないかと気づくことができましたので、そういった連携をさらに深めていきたいと思っております。私の方からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【伊豆市長】 ありがとうございます。では、今事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご意見やご質問がありますでしょうか。宮司委員、お願いします。

【宮司委員】 説明していただきました国が示していますスタートカリキュラムに基づいて宗像市がしていること、これからもっと進めていくことを説明していただいた中で、これはとても良いことだと思っています。学びのめやすを作った時に説明をしていただきましたが、小学校と幼稚園の先生がそこまで話の場がなく、小学校では入学する時にどういうことをしてほしいかというのが分からなかった。小学校入学時に子どもの成長や態度が各園で違うので、最低限統一できたらということでこれを作ったと説明をしてい

いただきました。その前までは、私も学校に行った時に、この子たちはこの幼稚園だよねとわかっていたが、最近行くとそういったのがあまり分からなくなっているのです、取組みがすごく浸透していると思っています。1つ質問ですが、この学びのめやすを作って4年目になると思いますが、その前後で入学してきた子どもたちの変化が実感できたことがあれば教えてもらいたいです。これを作って1年後に聞いたときにはまだ分かりませんということだったので、分かれば教えていただきたいです。

【子ども育成課長】 効果を図る機会がございました。8月に保幼の先生と小学校の先生にアンケートを取らせていただきまして、今、分析をしているところです。細かくは今回資料を持ってきていませんが、効果や認知度などを進めているところです。

【宮 司 委 員】 結果が出てからで構いませんので、教えてください。ありがとうございました。

【伊 豆 市 長】 他にありませんか。白石委員、お願いします。

【白 石 委 員】 取り組みを進めていただいております。幼児教育の現場に立っていた者としては、保育園・幼稚園と小学校での連携というところがなかなかうまくいかず、どこまでアプローチして良いのか、記録部分も個人差があるので、これを統制して子どもの教育に充てるためには市のお力添えが必要だと思っていました。そこでまず1点目ですが、今後、インクルーシブ教育システムの構築を進めて行くと説明いただきましたが、どれくらいの期間でこれが実行されていくのでしょうか。2点目は、幼児教育の現場では、卒業生に対して指導要録が出来上がっていきます。指導要録を作っていく段階で、早めに各クラスの先生たちにそのことをお知らせしておけば、各園格差がなく小学校に上げる記録が徹底すると思います。そのあたりも合わせてご指導いただけるとありがたいと思いますが。

【伊 豆 市 長】 今のご質問に対して、事務局お願いします。

【子ども育成課長】 インクルーシブ教育システム構築につきましては、ご説明をさせていただきました幼児教育振興プログラムが5年計画で進んでいます。現在3期ということで、29年度から33年度までの計画でございますので、現在のところ33年度までに形にしていきたいというところです。もう1つの幼児教育から小学校教育へのつなぎについても、先程説明をさせていただきましたが、幼児教育から小学校教育につなぐ時に保育要録を幼児教育の先生につけていただいております。今までは、幼稚園と保育園等とで様式がバラバラでしたが、統一してつけさせていただいております。小学校についてはどの園から来ても同じような内容で上がってくるというところが1つです。もう1つ、インクルーシブに関しては、県のサポートノートというものがあります。特に障害などがおありであるお子さんの家庭について使えるようなものを県が作っています。普及がまだ進んでいないところがございますので、利活用が進むように手立てを考えているところでございます。

【伊 豆 市 長】 ありがとうございます。他にご意見などございますか。

【石 丸 委 員】 市立の施設であればうまくいくのですが、そうでないので大変ご苦

労が多いことと思います。保幼小の連携というわけですから、単なる連携ではなく工夫していただきたいと思います。そういうスタートとして29年度からの相互参観、連絡会があるかと思います。保幼の側はアプローチカリキュラムに一生懸命になって、小学校はスタートカリキュラムに一生懸命になるとそれぞれのカリキュラムが接続されなくなってしまっていて、結局は一貫していない部分がある。そういった時にカリキュラムをより具体化するために1つスタートカリキュラムで重要な役割をしているのは生活科だと思います。したがって、例えば幼児期で言うと生活経験を重点的に置いて進められたら、そこから生活科が重んじるキーワードである“気づき”を取り出して、その“気づき”について保幼の先生方と低学年の先生方との交流、話し合う機会など具体的なものを少しずつやっていくとそれがアプローチカリキュラムにもスタートカリキュラムにもうまく反映するのではないかと思いますので、より具体的な方向に進んでいきますことを希望します。

【伊豆市長】 ありがとうございます。ご意見として承ります。他にありますか。他にご意見等がないようですから、皆様からいただきましたご意見については今後保幼小連携を進めていく上で参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

（3）コミュニティ・スクールについて

【伊豆市長】 続きまして、協議事項の3項目目、コミュニティ・スクールについての協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

【教育子ども部主幹指導主事】 説明させていただきます。主幹指導主事の阿部でございます。私の方からはコミュニティ・スクールについてご説明させていただきますが、予定よりも20分ほど早く進んでおりまして、時間があればビデオを見ていただこうと思っていた時間が取れそうですので、先に県下を挙げてコミュニティ・スクールに取り組んでいる山口県のビデオがありますので10分ちょっと先に見ていただき、イメージを膨らませていただいた上で、私から説明ということでさせていただきます。

～ビデオ視聴～

【教育子ども部主幹指導主事】 今観ていただいたものが山口型と言われるもので、全てが同じやり方をしているわけではありませんが、コミュニティ・スクールのイメージを持っていただき説明を聞いていただけますと幸いです。お手元に昨年度の文部科学省が出したコミュニティ・スクールのリーフレットがよくできておりますので、中身について説明させていただきたいと思います。隣の福津市は先行的に行っておりますが、宗像市もコミュニティ・スクールを今から推進していこうとしていますという話はよくしておりました。地域とともにある学校ということで、今年度からコミュニティ・スクールという言葉を全面に出しながら発信をしているところです。ところがコミュニティ・スクールとは一体どういう仕組み

みなのか周知ができていない、理解が薄いところがございますので、今日は委員の皆様コミュニティ・スクールとはどういうものなのか、しっかりと理解していただきたいと思っております。先程のビデオを見ますと、宗像市は小中一貫の第2期では地域と学校の協働をしたということで、コミュニティ・スクールをしているのではないかとされるとその通りです。ただ宗像市は法制度上のコミュニティ・スクールではありません。今福岡県下40%を超える形でほぼほぼコミュニティ・スクールを推進するというふうになっていますが、宗像市はまだ0%でございます。どこが違うのかというと、平成29年に法が改正されました。その内容で今後宗像市はどのような形でコミュニティ・スクールを推進していく予定なのかということについて、順を追って説明いたします。

まずコミュニティ・スクールについてですが、昨今子どもを取り巻く環境、学校が抱える課題が複雑化困難化していることは事実です。その中で、学校だけではどうにもならない、行き詰まっている、これからは子どもは地域と学校が協働しながら社会総掛かりでの教育を実施していかないといけない、これがコミュニティ・スクールの背景にあります。ここに書いていますように大事なものは、今までの開かれた学校からさらに一歩踏み出して地域でどのような子どもたちを育てていくか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一緒に子どもたちを育む、地域とともにある学校へと転換。開かれた学校から地域と共にある学校へ変換していかないといけない、この仕組みがコミュニティ・スクールと言われるものです。実は平成16年の早い段階から法制化されていたが、中々浸透しなかった。最近になり国がもう一度見直していこうということで動き出したところでコミュニティ・スクールでは学校運営協議会を設置しているものをコミュニティ・スクールと呼んでいる。先に整理をしますが、そもそも学校には学校評議員制度がありました。開かれた学校の時代です。学校を開いて地域住民の意見を聞いてくださいということ。学校評議員制度は平成12年に法制化されました。地域の何名かの方に学校に来ていただいて校長が学校経営、学校づくりについていろんなご意見をいただく。地域の方々、当事者意識はないが学校をもっとこうしたら良くなるのではないですかとただ意見を言ってそれを参考に校長が学校経営を行うものでした。学校評議員制度は平成12年からずっと続いていました。それに対し、新しい制度は学校運営協議会制度ということ。宗像市は小中一貫教育の中で、学校運営評議員会という区別のつきにくいものを設置しています。これは開かれた学校で、小中一貫の中で評議員制度を取り入れていきましょうということ、どちらかという学校に意見を言う、それを元に学校経営をしていくものでした。それを、これからは学校運営協議会制度を立ち上げてくださいと。どこか違うかと言うと、校長及び教育委員会が行う学校運営や人事等に一定の権限をもって関与するという。権限を与える代わりに責任も出てくるということ。意見の言いっ放しではなく一緒になって学校を考えてください、子どもたちを育ててくださいという制度が学校運営協議会制度です。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会制度を導入した学校です。学校運営協議会制度には3つの機能があります。リーフレットの2ページに書いてあ

りますが、これは法律で定められております。まず1つは校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、これが権限です。校長は来年度こういう学校を作っていきたいということで、良いでしょうと承認をもらわないといけない。承認をする代わりに責任を持ってもらいます。2つ目ですが、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。昔でいう開かれた学校の評議員制度を踏襲する形です。3番目ですが、教職員の任用について、教育委員会に意見を述べるができる、かなり力を持った権限を与えた組織になるということです。ただし、「あなたの経営を認めません」というマイナスの協議会ではなく、校長先生が示されたものを認め、学校運営方針を後押しする協議会です。リーフレットの4ページを開けていただきたいのですが、非常に分かりやすく図が描いてあるのですが、左側がこれまでの学校です。右側がこれからのことです。これまでは、地域は地域で子どもたちを育てていったと思いますし、目標があったと思います。学校は学校で目標があったと思いますが、それぞれがやっていたことを今度は共通の目標に向かって、一緒に育てていきたいと思います。その代わりに、地域は地域で、学校は学校で役割分担して補完していきましょうということです。こういうシステムがコミュニティ・スクールということで考えていただきたいと思います。地域と学校が一体となって、役割分担をする。全部学校、全部地域ではないのです。これは地域がする、これは学校がする、これは一緒にするという役割分担をしながら、それぞれが主体的に取り組んでいただいて、達成感を味わっていただきたい。だから、地域も学校も主体となります。今小中一貫の第2期となっていますが、この準備として、小中一貫も地域との共同ということで、学校運営評議委員会と言いつつも、学校運営協議会の中身の要素を取り入れながら、昨年からやってきました。特にこの熟議で、地域と学校と先生方、保護者で話し合う場を設けるのですが、今までは学校が説明するばかりでした。地域の方々は受け身で、意見を言うだけでした。そうではなくて、一緒に考えてください、という熟議を昨年度から小中一貫の中で取り入れています。色々なテーマで、家庭でできることは何か、地域でできることは何か、学校でできることは何かを考えて、これをやっていこうというのを話し合いながら決めています。玄海や城山、大島など、それぞれ熟議という形で、地域と保護者と先生がひとつの課題を解決するために何ができるかを話し合いながら、実行しているというのが今の現状です。だから、ほぼ宗像市の小中一貫の第2期は、コミュニティ・スクールが8割方できていると言われる。後は、この制度を取り入れるかどうかということでございます。2つ目ですが、コミュニティ・スクールの方は再スタートと言いましたが、中々浸透しなかった。地域力が低下した中でもう一度コミュニティ・スクールを見直しましょうということで法改正がなされました。中教審で、最終的にはすべての学校にコミュニティ・スクールを目指すべきであるという答申が出され、すべての学校がコミュニティ・スクールを選定されると考えられていたが、平成29年3月に地教行法で改正されたのは努力義務という形でした。つまり、今までは“置くことができる”だったものが、“置くように努めなければならない”とされました。この努力義務をどのように解釈していくかです

が、努力すればいい、難しいからしなくていいというわけではありません。これからコミュニティ・スクールを導入する準備をきちんとしてくださいということが、努力義務の解釈です。この法律では附則がついています。政府はこの法律を、5年を目処として見直してください、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、としています。この所要の措置とは何かと言うと、5年後にはすべての学校でコミュニティ・スクールをしますよ、この5年間で全ての市町村は準備をしてくださいと捉えてくださいというのが国の考え方です。5年後に全ての学校はコミュニティ・スクールに変えなさいと法改正されることは予想される。この流れの中で平成30年度ですが、法改正で何がかわるかポイントで挙げられているので、一緒に見ていきたいと思います。1つ目は学校運営協議会の設置が努力義務になりました。2つ目、学校運営に必要な支援について話し合っているですよということ。今までは学校経営に関することでしたが、学校にこういうことが支援できますよと一緒に話していただくということです。3つ目は、協議会の委員には学校運営に資する活動を行う者を追加する。地域活動を一生懸命している方を積極的に委員に入れてください、入れることができます。4つ目は、委員の選定については教育委員会が任命する形になりますが、しっかりと校長の意見を聞いてください、校長の学校経営に即した委員を入れてくださいというところが変更点です。5つ目は教職員の任用についてです。従来から、教育委員会の縛りの中で人事権については意見を言ってください、これがコミュニティ・スクールの話が出た時に当初問題になりました。あの先生は授業も下手だからこの学校から外してくれ、この先生は子どもに対する教育がなっていないから異動させたらいいのではないかというマイナスの意見ではなく、もっとこの学校は英語教育を充実させるのだったら英語に堪能な先生を置こうとか、地域とのつながりを考えるならコーディネーター的な役割の人員を要求したらどうですかなど前向きな人事の意見を言うことができる。そういう形で話し合いが行われているのが現状です。6つ目ですが、学園として学校運営協議会を作っていく。小中一貫教育の流れの中で、学校毎ではなく学園として作っているですよということが認められた。最後に説明文を出しなさいということ。これは昨年度の資料ですが、国がどんどん進めているので、全国的にもうなぎ登りで設置する学校が増えてきています。昨年度は11都道府県367市町村が、平成30年4月では18都道府県532市町村30%まで導入率が高まっています。5年後を目処にすべての市町村がコミュニティ・スクールに向けて準備をしている現状です。最後になりますが、宗像市として、どういうスケジュールで推進していくかですが、小中一貫教育2期が平成31年度玄海学園の発表まで進みますが、これを待ってられないのでコミュニティ・スクールの導入に向けた準備を着々と進めています。先程の山口県の例を参考にしながら、宗像版はどういう形が一番各学校に合うか、特に宗像の現状は地域によって学校数とコミセンの数がバラバラです。これをどう乗り越えていくかということで、来年度からモデル校を2学園設置して、一つは1学園1コミセン

の学園学校区、もう一つは1学園複数コミセンがある学校区この2つをモデル校として2年間施行していこうと考えています。この2年目には、ちょうど小中一貫教育の発表会が終わった空白の時なので、全職員にきっちりと方針も含めて周知をしていき、平成33年（2021年）に宗像市では国よりも1年早くコミュニティ・スクールを導入していきたいと考えています。今のところ国は33年度、34年度に全国でコミュニティ・スクールを実施しなさいということを示すだろうと想定されます。本市では、こういう形で進めていきたいと思っています。いろいろ分からないこともたくさんあると思いますので、ざっくばらんにご質問いただければと思います。以上です。

【伊豆市長】 ありがとうございます。皆様からのご意見やご質問があればお願いします。

【宮司委員】 コミュニティ・スクールは、学校などはそういう話が少しいっていいと思います。コミュニティ・スクールになるということは、地域と保護者が入ってくる。今、学校運営評議委員会には地域の方も入っていますが、コミュニティ・スクールになることで中身が変わってきます。それについて、コミュニティの方に説明はされていますか。

【教育子ども部主幹指導主事】 直接的な説明はしていません。ほぼ今の形をコミュニティ・スクールに移行できるような形で準備をしています。学校区でやり方が違ってくるし、やり方を変えないとやっていけないので、今宗像市の考え方をきちんと作った上で2校区のコミセンにはきちんと話を持っていきたいと思っています。8割方は今のやり方です。あとは承認事項や人事のことなどのシステム的なことと、それにどう市が関わってくるかということになるので、大きく180度転換することはないが、きちんと準備ができた後に説明となります。

【宮司委員】 大きな混乱はない、大丈夫ということですね。

【教育子ども部主幹指導主事】 小中一貫をしようとしていたら、次はコミュニティ・スクールか、また違うことを宗像市はしているのかと混乱をしないように、小中一貫とコミュニティは両輪ですので、今のやり方でほぼほぼ出来上がりますので、調整してきちんと説明を行っていきます。

【宮司委員】 わかりました。ありがとうございます。すみません、もう一ついいですか。来年平成31年度からモデル校2学園は決まっているのですか。

【教育子ども部主幹指導主事】 現在検討しております。時期が来たらお伝えさせていただきます。

【伊豆市長】他に何かありますか。ないようですね。宗像市といたしましては、これまで培ってきた小中一貫教育を基盤としたコミュニティ・スクールと同等の取り組みを堅持しつつ、法制度に基づいたコミュニティ・スクール導入に向けての検討を進めたいと考えておりますので、どうぞ委員の皆様よろしく申し上げます。

（4）大学連携事業について

【伊豆市長】では、4項目目の、大学連携事業に移ります。これは高宮教育長からご報告いただきます。

【高宮教育長】では報告をさせていただきます。資料10をご覧ください。城山学園と福岡教育大学との特別連携・協力に関すること、城山新学園構想案です。現在、福岡教育大学から宗像市、福津市に大学1年生の実習依頼があります。各小学校は講師や初任者で経験年数が少ない先生方が多く、十分受け入れられない状況もあります。一方では、これまで、宗像市、福津市教育委員会、宗像地区小中学校と福岡教育大学との連携相互プランが提携されています。実は本当に大学と地元の小中学校、また教育委員会がWin Winの関係でどちらにも有益になっているのだろうかという問いが私にはありました。そこで地の利を生かした連携構想ができないかということを考えました。教育大学に1番近いのは城山学園だということをございます。実際、今現在でも連携がされておりまして、1枚目の(3)現在の各学校と各研究室との連携状況を吉武から城山中まであげております。これは一部分ですが、実際にこのような形で進んでいるという面もあります。左側の2のイメージ図を見ていただきますと、どういうイメージを持っているのか、どういう連携を考えているのかとお分かりいただけると思います。城山学園は4校あります。それから、福岡教育大学の方は各研究室が数多くあり、それぞれを1つの単位だと考えております。すでに研究室と各学校とは一部分は連携をしています。それをもう少しきちんとした形で組織的にできないかということです。次のページを開けていただきますと、では、なぜ今このようなことをするのかということについての説明です。先程も主幹から話がありましたように、小中一貫教育の取組が2期に入って終わろうとしているのですが、地域と深く結びついた各学園の特色化という方向で取り組んできました。そこで地域にあるもの・人・ことを有効に取り入れながら、教育活動ができないかということを考えてきたところです。以上のことからこの案を考えた訳です。ただ、盲目的にやっても進みませんので、近隣の状況を調べますと、附属小学校のような学校として佐賀市立の小・中学校があります。佐賀市立上西中学校や本庄小学校など、小学校2校中学校1校があります。実習を受け入れつつ、佐賀大学の教授の方、学生さんの力を学校に取り入れて、活性化を図っているところがあります。今年になりまして視察に行つて参りました。佐賀市教育委員会の方にもお話をお聞きしました。教育大学とは、この案については、大学学長、担当理事であります川添理事と2回ほどお話をし意見をお願いしたり、教職大学院の森主任とも打ち合わせをしたりして、「こういう構想で考えているのですがどうでしょうか」、と提案し意見をいただいているところです。案を進めるに当たり、城山学園にとって連携する際に何がプラスかということが大きなポイントになると思います。私は1番は地の利だろうと思っています。城山学園が1番教育大学に近く、そこには将来先生になるための色々な事を教えている教授・准教授、そして先生を志している学生さん達が数多くいます。こういう方たちのお力・支援等をお借りするということは、学校として非常に有効ではないかと考えています。その後、ここで育つた先生は、今度は教える側、受け入れる側の先生になると思っ

ています。さらに何年間か勤められた先生は、また各地域に広がって、宗像市全体の教育の底上げをしてくれるのではないかと考えています。後の資料は、想定してどのようなことが考えられるかということをお問答形式で挙げているものです。「連携とはどういうことなのか」、「忙しくなるのか」、「一部のエリート教員だけ育てることになるのではないか」、「初任者や講師が多いので受け入れられないのではないか」、ということをお想定して考え答えているものです。今後については、まだまだ準備が必要です。本年度中にもう少し方向性を明らかにしていきながら、来年度のプロジェクト推進班で内容を突き詰めていきたいと思っております。来年度中には、どうにか大学との提携文書の交換ができればいいかなと思っております。その次の年からは、試行的に行って、本格実施は33年度くらいになると思っております。以上、報告で終わります。

【伊 豆 市 長】 報告事項でございますが、質問等ありましたら、よろしいですか。

【教育子ども部長】 少し補足で、今日お配りした資料は教育長自ら作成した資料でございます。この具体化にはまだまだこれから詰めていかないといけないところがございますので、この資料はあくまでも未定稿の資料ということでお取り扱いよろしくお願ひいたします。以上です。

【伊 豆 市 長】 これは高宮教育長の思いの報告ということですね。

【釜 瀬 委 員】 質問ではなくエールを。高宮教育長、日の里学園で小中一貫でいらっしゃって、宗像の教育を推進してこられた思いがあって、その流れの中で、やっぱり宗像の教育をということで、折角そこに福岡教育大学という素晴らしいスタッフ陣・生徒さん、いろんな子どもとの交流をする学生さんがいらっしゃる中でそれを宗像の教育のためにお互い WinWin の関係を築きたいという思いがあるので、ぜひ頑張って推進していただきたいと思っております。期待しております。

【伊 豆 市 長】 ありがとうございます。他にございませんか。では、ないようでしたら4項目については以上になります。

(5) その他

【伊 豆 市 長】 では、5項目その他の項目に入ります。委員の皆さん何かご意見等ございましたら、この場でお願いいたします。

【教育子ども部長】 市長は進行役で発言の出番がありませんでしたので、最後に全体的に市長の意見を何かありましたらお願いしたいと思います。

【伊 豆 市 長】 はい。教育部門について今勉強させていただいていますけれども、宗像市の市としての都市ブランドの中で1番大切なのが、私の施策の中でも謳っていますが、教育環境だと思っております。ただ、行政的な文言だけでは中々他の人に宗像の教育環境がすごく良いというのは分かりにくいかなという感想を持っております。例えば保幼小連携とか、もともと小中一貫教育について先鞭をつけてきたとか、自校式教育だとか、これから取り組むコミュニティ・スクールの地盤がすでにあるとか、そういうことを行政と

教育委員の皆さん方と合わせて、宗像って教育環境がすごく良いという、外に向けた情報発信というものが需要ですし、教育委員の皆さんが当たり前と思っているそれが、宗像の魅力として分かりやすく発信できるようなことに今後は行政としてもそういう視点で、ぜひブランド力 PR に教育委員の皆さんの力をお借りして、ぜひお願いしたいなという感想を持っております。以上です。

3 閉会

【教育政策課長】 それでは閉会に入ります。次回の会議につきましては、平成31年1月22日火曜日の開催を予定しています。本年度最後の開催となります。詳細につきましては、別途ご案内を申し上げますのでよろしくお願い致します。それでは最後に閉会の言葉を市長からお願いします。

【伊豆市長】 以上を持ちまして、平成30年度第2回宗像市総合教育会議を閉会いたします。委員の皆さまお忙しい中ありがとうございました。